



## e-Tax とダイレクト納付で納税手続きが簡単・スピーディに完了！

毎月の源泉所得税・酒税から法人税・消費税まで対応しています。



e-Tax をご利用いただくと、簡単・スピーディに、徴収高計算書の作成・提出ができます。

源泉所得税をはじめ各税につき納付税額がある場合、ダイレクト納付やインターネットバンキング等の電子納税をご利用いただくことで、簡単・スピーディに自宅やオフィスから納付ができ、手続き完了。

源泉所得税の税額が0円の場合、徴収高計算書をデータ送信するだけで手続き完了！

～毎月の源泉所得税・酒税等の納付に是非ご利用ください～

☎問合せ 管理運営部門（内線 25）

## 消費税滞納の新規発生が 増えています！

消費税の期限内納付をしっかりサポート

消費税の期限内納付が困難な場合のサポートに取り組んでいます。早期納付相談も増えています。

- ①早めの相談・早めの対応（早期の納付相談体制を充実）
- ②納税者からの申請による換価の猶予により、延滞税を軽減
- ③消費税の任意の中間申告制度の利用勧奨

☎問合せ 徴収部門（内線 34）



## 農地等公売のお知らせ

県内所在の農地等を対象物件とした公売（期日入札）が開催されます。

開催日： 平成 27 年 11 月 25 日（水）  
午後 1 時 15 分から

開催場所： 甲府税務署

※ 詳細は、国税庁ホームページの「公売情報」をご覧ください。

☎問合せ 徴収部門（内線 34）

## 国外に居住している親族を扶養されている方へ

扶養控除等の適用を受ける場合、一定の書類の提出又は提示が必要になりました。

平成 28 年 1 月 1 日以降に、源泉徴収や年末調整で国外に居住している親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除を受けようとする居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。

まずは、扶養控除等申告書を提出する際に非居住者である親族に係る「親族関係書類」を、そして平成 28 年分の年末調整の際に「送金関係書類」を、それぞれ源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければなりません。

☎問合せ 法人課税部門源泉担当（内線 61）

「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。

税務署での面接相談につきましては、日時指定の個別相談となっておりますので、お電話により相談日時を決めていただき、必要書類をご持参の上、ご来署いただきますようお願いいたします。

前号からの続き

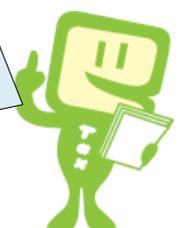


マイナちゃん

山梨地区納税貯蓄組合連合会って、どんなことをやっている団体なの？

山梨地区納税貯蓄組合連合会はね、納税貯蓄組合法に基づき設立され、計画的な納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体で、税の期限内完納促進のための活動や税の理解者拡大のための活動を行っているんだよ。

また、中学生の「税についての作文」も実施しているよ。



イータ君

# YSM(山梨スマートマイナンバー)通信

第2号

【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738  
山梨税務署 TEL0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号にお  
かけいただいた後、自動音声案内にしたがって  
「2」(税務署)を選択してください



平成 28 年からマイナンバー制度がはじまります。

平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(以下「扶養控除等申告書」)には、新たに番号記載欄が設けられました。

【給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記載例】

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45年 1月 20日	配偶者の氏名 国税 太郎	扶養者の氏名 本人
千代田 市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 9876543210987	あなたの個人番号 123456789012	あなたの住所 東京都千代田区霞ヶ関3	あなたの職制 本人	
区分等 A 控除対象配偶者	氏名及び番号 国税 花子 234567890123	あなたの住所 東京都千代田区霞ヶ関3-X-X	年齢 49-10-18	関係 配偶者	扶養 扶養
主たる給与から控除を B 扶養親族 (16歳以上) (平13.1.1以前)	氏名及び番号 1 国税 一郎 456789012345 2 国税 次郎 567890123456	あなたの住所 東京都千代田区霞ヶ関3-X-X	年齢 12-8-11	関係 子	扶養 扶養
16歳未満の扶養親族 (平13.1.2以後)					

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



今年の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、これまでと違うわ。「個人番号」という欄が出来たわ。



そういえば、会社から僕や君のマイナンバー(個人番号)を記載して提出するように、という案内が来てたなあ。



先日、市役所から届いた個人番号通知カードにあった私のマイナンバーを記載するのね。分かったわ。



案内には、君のマイナンバーの確認は僕が、僕のマイナンバーの確認は会社が行うと書いてあったよ。君の番号を確認しよう。

平成 27 年中に、平成 27 年分の年末調整とあわせて、左記の平成 28 年分の扶養控除等申告書の提出を求める事業者のみなさんへ

- 1 従業員などの給与所得者から個人番号の記載のある扶養控除等申告書の提出を受ける場合（個人番号を取得する場合）には、例えば、源泉徴収票作成事務のように、税や社会保障の各種の手続きに係る事務など、その取得する個人番号の利用目的を予め従業員等に対して通知又は公表する必要があります。
- 2 給与所得者から個人番号の記載のある扶養控除等申告書の提出を受ける際には、その給与所得者本人の本人確認（番号確認と身元確認）を行う必要があります。  
(注 1) 番号を提供する者が従業員であり、採用時等に一度本人であることの確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。  
(注 2) 扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が扶養親族等の本人確認を行う必要はありません。
- 3 平成 27 年中に、平成 28 年分の扶養控除等申告書の提出を受ける場合において、給与所得者の手許に個人番号通知カードが届いていないなどにより、給与所得者本人や扶養親族等の個人番号の記載が無いときは、「平成 28 年分給与所得の源泉徴収票」の作成の時まで、別途個人番号の提供を受ける必要があります。

平成 27 年中に、左記の平成 28 年分の扶養控除等申告書の提出をする給与所得者のみなさんへ

- 1 平成 28 年分の扶養控除等申告書の提出に当たっては、新たに給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載する必要があります。
- 2 扶養控除等申告書に控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載する際には、給与所得者本人がこれらの方々の本人確認(番号確認と身元確認)を行う必要があります。  
(注) 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。

★ 「本人確認」をはじめ、マイナンバーについて詳しく知りたい方は、国税庁 HP マイナンバーコーナー又は山梨税務署 1F のマイナンバーコーナーを参照し、又は活用してください。

★ また、11 月 2 日から、無料の『マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178(無料))』が開設されました。こちらをご利用ください。

**ご 注 意 !**

- ★ 税務職員がマイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。
- ★ マイナンバー制度を騙った不審な電話や訪問にご注意ください。